ｉ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）」に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第三号に掲げる額をいう。

ｊ　「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第十三条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第九項及び第十項の規定に従い自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十七年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（二十パーセント）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた80を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	80
うち、のれんに係るものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第九項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

⑶　リスク・アセット等

ａ　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。

ｂ　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第十項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第七項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第八項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第七項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

ｃ　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

ｄ　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

ｅ　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法を採用する信用協同組合等において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

⑷　その他

ａ　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「—」を記載すること。

ｂ　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

（附則別紙様式第二号）

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　⑴		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額		
うち、出資金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)		